

平成 28 年 1 月 26 日

加古川市長 岡田 康裕 様

地方独立行政法人加古川市民病院機構評価委員会

委員長 森脇 正

意 見 書

地方独立行政法人加古川市民病院機構より申請のあった出資等に係る不要財産の納付に対する認可について、地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号。以下、「法」という。)第 42 条の 2 第 5 項の規定に基づく当委員会の意見は、下記のとおりです。

記

法第 42 条の 2 の規定に基づく出資等に係る不要財産の納付については、認可することが適当です。

以上